

別記様式第1号(第四関係)

は ん だ き た ち く か つ せ い か け い か く
羽田北地区活性化計画

栃木県・大田原市

平成24年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	羽田地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	大田原市	地区名(※1)	羽田北地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成28年度

目 標 : (※3)

市の北東部、羽田放水路の流域に開けた優良農地の一部を構成する当地区では、水稻、大豆、麦類の生産に加え、近年は、キャベツやネギ等の収益性の高い作物の導入を図ろうとするなど農家意欲の高まりが認められるものの、農業従事者の高齢化や担い手不足の進行に伴う農業就業者の減少が地区人口の減少を招き、地区の活力が減退している状況となっている。

このため、優良農地を生かした水稻及び大豆・麦等の土地利用型の複合経営の展開に加え、農業従事者の高齢化への対応や、新規営農を誘引する収益性の高い集約型農業の拡大に対応するための舗装化された支線農道網の整備を行うことで、健全な地区農業の維持の下、離農抑制及び人口の流出抑制による定住の促進を図るものである。具体的には、当地区の平成23年度の農業従事者数減少率5%(平成20年度123人→平成23年度農業従事者数117人 農林業センサス)から、1ポイント改善し4%に抑えることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は市の北東部、羽田放水路の流域に開けた水田地帯に位置し、農業従事者の高齢化の進行と後継者の不在等担い手不足の中、稲作を中心とした大豆、麦等の複合経営のほか、中央市場への地理的優位性を生かし、キャベツやネギ等の野菜類の生産に取り組み、農業所得の増大を図ろうとする農家の取組が見受けられる状況となっている。

なお、近傍の乙連沢地区では、ねぎ、キャベツ、なす、トマトの栽培が盛んであり、規模拡大や協業化の進展とともに効率的かつ安定的な経営が図られており本地区農家の意欲喚起につながっている。

現状と課題

本地区は、大豆、麦類の生産に加え、キャベツ、ねぎ等の収益性の高い作物の導入を図ろうとする農家意欲の高まりが認められるものの、農業従事者の高齢化や後継者不在等担い手不足が進行し、農家の離農と地区からの人口流出に伴う人口の減少が顕在化するなど地区活力が減退する状況となっており、早急に地区農業維持のための取組を行うことが求められている。

なお、地区農業生産の基盤である農地等の状況は、本地区農地が平成2年から平成14年にかけて実施した県営圃場整備事業「羽田地区」の受益地であることから、農業生産条件が整備された優良農地といえるものの、本事業の導入作物に相当規模の軟弱野菜等が想定されていなかったことから、砂利敷のほ場内支線農道の損耗が、荷痛みや降塵による商品化率の低下や迂回等による効率的な集出荷を困難にする等、野菜等高収益型作物の導入が図られない状況となっている。

今後の展開方向等(※4)

本地区における、優良農地を生かした水稻及び大豆・麦等の土地利用型の複合経営の展開に加え、農業従事者の高齢化への対応や新規営農を誘引する収益性の高い集約型農業の拡大を促進する支線農道網の整備を行うことで、健全な地区農業の維持の下、離農抑制及び人口の流出抑制による定住の促進を図るものである。

併せて、後継者の育成及び農地の集約化等の関連する地区農業振興施策を一体的に講じていく。

また、達成状況を計画期間終了後の平成28年度に2015年農業センサス統計調査を基に確認する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大田原市	羽田北地区	基盤整備(土地改良施設保全)	大田原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

羽田北地区(栃木県大田原市)	区域面積(※2)	130ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積130haのうち農林地面積は117haで90%を占めており、区域内の就業者数は227人のうち農業従事者の数は117人で全体の52%である。また、羽田北地区は、平成2年から平成14年にかけて実施した県営圃場整備事業羽田地区の受益地であり、集出荷場所のJAライスターミナルまで近く市内でも耕作に優れた地域である。周囲には、用材林が連なり、木材共販所までのアクセスも良好なため市内でも農林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 上記農業従事者117人のうち65歳以上が38人で32%を占めており、高齢化が顕著で後継者等担い手が不在である。このため、農業所得を増大させ農業経営の安定化を図る必要があり、農業所得の増大には、優良農地への高収益型作物の導入を高年齢農業従事者の取組の容易さも視野に入れて進める必要がある。このため、軽量軟弱野菜の導入が隣接他地区事例からして有望であり、損耗した砂利敷の農道の整備を行う本事業が上記課題を解消し農業振興の下での地区の定住化を図るものとして有効かつ適当である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 農業振興地域であり、市街地を形成している地域は含んでいない。また、当該区域は都市計画法上の都市計画区域の指定は無指定であり、同計画に基づく用地区域は含まれていない。</p>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の完了年度の翌年度に、市が、地区人口の減少の抑制が定住の促進につながっていることについて検証する。併せて、人口減少の抑制が、本地区の農業所得の増大に伴う農業経営の安定化によるものであることを、具体的な例示とともに検証する。

県は、市と共同で、定住の促進と健全な地区農業の維持が図られているか否かについて検証し、活性化計画の達成についての評価を行う。

なお、この評価結果については、市の農業委員会で検証し、検証結果を添えて市が公表することとする。